

東京都農林・漁業振興対策審議会

第1回農業部会

日時：平成28年1月18日（月）午後3時10分から

場所：東京都庁第一本庁舎南側33階特別会議室S6

《 開 会 》

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様には、総会に引き続き、お疲れのところ申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況を報告させていただきたいと思っております。

現在、農業部会の委員総数13名中10名の委員の方に出席していただいておりますので、東京都農林・漁業振興対策審議会条例第9条第1項の規定によりまして、本部会が有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。

次に、配付させていただきました資料について御確認をお願いいたします。

上から、次第でございます。続いて、委員名簿、本日の出席者の名簿でございます。その下が座席表、その下に審議スケジュールがございます。資料1が「東京農業の現状」、資料2が「東京農業の課題と検討事項」という資料でございます。また、参考資料としてお配りさせていただきましたが、「東京都の都市農業特区提案の内容」について、前回の答申の冊子でございます。それから、この答申に基づいて作成した現行の「東京農業振興プラン」、「都市農業振興基本法のあらまし」、こちらを農業部会のほうで配らせていただいております。

《 東京都農林水産部長挨拶 》

【事務局】 改めまして、農林水産部長の寺崎でございます。委員の皆様におかれましては、総会に引き続きまして農業部会へのご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ます。

最近の東京の農業を取り巻く環境につきましては、先ほどの総会の中でもご説明を申し上げましたところですが、農地の保全や担い手の問題などに加えまして、都市部、島しょ、中山間地域など、それぞれの地域ごとにさまざまな課題を抱えているところでございます。しかし、その一方で、農業の担い手として中心的な役割を果たしております意欲ある認定農業者は、この10年間で2倍以上に増加しておりまして、現在1500を超える経営体がございます。また、昨年の都政モニターアンケートによれば、約86%の都民が東京に農業・農地を残したいと回答しておりまして、新鮮で安全・安心な農畜産物の供給や、潤い、安らぎの場の提供など、農業・農地に対する都民の期待は年々高まっております。

そうした中で、東京の農業者の皆様は、限られた農地を活かし、たゆまず創意工夫をして、新鮮で高品質な農産物を生産しておられます。コマツナや東京うど、TOKYO Xなどのブランド農産物を初めとして、果樹類や花き・植木類、畜産物など幅広く生産がされているところでございます。また、島しょ地域におきましては、温暖な気候と自然環境を活かし、切り花を中心とした農業が営まれ、それが観光資源にもなるなど、島の重要な産業の1つとなっております。

東京都ではこれまで、東京農業のより一層の振興を図るため、平成23年度に策定した東京農業振興プランに基づきまして、パイプハウスなどのハード整備や経営改善に向けたソフト支援、あるいはエコ農産物認証制度など、さまざまな施策を展開してまいりましたが、今後も東京農業が都民にとっては豊かな都民生活に貢献する魅力ある産業、あるいは地域社会を支える基盤産業として、また、農業者の皆さんにとっては収益性が高く将来に希望が持てる魅力ある産業として、都市と共存してさらに発展していけるよう、2020年大会とその先を見据えて、経営力の強化や国内外に向けた都内産農産物のPRなどにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

本部会におきましては、広く農業政策や東京農業の実情に精通されている方々に委員としてご就任をいただいております。限られた時間の中でございますが、大変御負担をおかけして恐縮でございますが、それぞれのお立場から、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴いたしますとともに、活発なご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

《 委員及び東京都職員紹介 》

(事務局より、東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会委員及び東京都農林水産関係部署幹部を紹介。(詳細省略))

《 審議スケジュール 》

【事務局】 お手元の審議スケジュールの資料をご覧ください。

審議につきましては、短い時間で大変恐縮ですけれども、本日、第1回農業部会において、現在の東京農業の現状と課題、今後の振興施策の方向性について御検討いただきたいと思います。次回の第2回の農業部会では、国から基本計画の動向についてご報告をいただく予定になっておりますので、振興施策の方向性の深掘りと制度改正の要望についてご審議をいただきまして、さらに第3回の農業部会でも制度改正の要望についてご検討いただきまして、あわせて第3回で答申の素案をお諮りしたいと考えております。その後、農業部会のご意見に基づきまして答申案を作成し、6月下旬に予定しております部会としては最後の第4回の農業部会でお諮りをいたします。そこで部会案をご検討いただいた上で、最終的にその後開催される総会で決定をしていただきたいと思いますと考えております。

《 議 事 》

(1) 東京農業の現状

【部会長】 これから次第に従って審議を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、都市農業振興基本法ができたもとでの農対審であり、そのもとで振興プランがつくられるわけですから、多くの方が多分期待して見ていらっしゃると思っておりますので、ぜひ活発な審議をいただきたいと思いますと同時に、円滑に議事が進みますように、よろしくご協力のほどお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、次第に従って議事を進めていきたいと思っております。

最初に、「東京農業の現状」ということについて、資料の説明からお願いしたいと思います。

【事務局】 では、資料1をご覧ください。既に総会の資料の中でも多少現状について

触れさせていただいておりますが、ここでは現状のデータを経時的に推移を見ていただいでご説明させていただきます。

まず、一番左、「農地と担い手」という部類で、一番上の「農地の減少」でございます。農地はこの10年で約1100ヘクタール減少してきております。細かく見ますと、東京全体では1100ヘクタールですが、そのうち、その下の赤いラインと緑色のライン、この2つが市街化区域内の農地でございますが、足しますと、この10年で964ヘクタール。ですから、ほとんど市街化区域の農地が減少していると考えていいと思います。

2つ目の「担い手の減少と高齢化」ということでございます。東京の農家戸数でございますが、10年間で22%減少してきております。1万3700戸が1万1224戸となってきております。ここで青い棒とピンク色がございまして、自給的農家と販売農家はほぼ半数いるということになります。

その下の図の、農業者の平均年齢でございますが、10年間で3.3歳上昇してきております。この5年間を見ますと、ほとんど変わりはないけれども、長い目で見たら高齢化は進んでいるということでございます。

一番下の(3)でございますが、そういう中でも都内で意欲ある認定農業者の数は10年間で2.3倍、現在1534人認定されております。

真ん中の「農地の多面的機能」という項でございますが、一番上、「都民の農業・農地への期待」ということで、東京に農業・農地を残したいと思う都民が86%。前回、平成21年は84.6%であったわけで、下がることなく1%増加しているという結果でございます。

その次の「農地の防災機能の評価」ということでございますが、都内の防災協力農地は10年間で面積的に3.4倍増えてきておる現状でございます。

3番目になりますが、「環境保全機能による貢献」です。みどり率というのは東京の中で公園・緑地、あるいは農地、水面、樹林地等、全部を含めた面積の上から見たときの割合ですが、10年間で1.9%は減少しています。この中で見ますと、一番上の都全域の赤いフレームの中ですが、農用地の率が若干減っているという結果が見受けられます。

下の「(4)農業体験のニーズ」ですが、都政モニターアンケートですと、57%の都民が農作業を体験したいと言っております。そういう中、農業体験農園は5年間で1.5倍増えてきている状況でございます。とはいっても、応募倍率等からはまだまだニーズに応えられていないという状況でございます。

一番右の列へ行きますが、「食の安全安心と地産地消」ということで、都内の農業者の

農産物の出荷方法の形態を見せておりましたが、10年前ですと56%だったものが、現状で直接販売が77%と、直接農業者の方が販売している率が非常に高まってきている。色分けは流通別に掲げられております。こういう実態調査結果がございます。

大きなフレームの4番目、「地域別課題への対応」です。「耕作放棄地面積の推移」でございますが、青い部分が島しょ地区、赤い部分が区部あるいは多摩地区でございます。耕作放棄地面積は、全体としては減少傾向にございますが、多摩地区は若干増加傾向が見受けられます。

その下ですが、「獣害による農作物被害」ということでございます。被害面積は抑制傾向にはございますけれども、被害金額は、年によって（単価の）高い農産物が被害を受けるときは（大きく）上がったり、増減が見られます。大きく現状の数値をグラフで見ただきました。

【部会長】 それでは、今説明していただいた資料1について、質問等がございましたらよろしく願いいたします。

【F委員】 「農地の防災機能の評価」で、防災協力農地として登録している農地が増えているという実態はわかるのですけれども、その（防災協力の）内容についてはどのようなものになっているのでしょうか。

【事務局】 防災協力農地の内容は、区市町村とJAさん、個人もですけれども、昔から地区ごとに若干違う傾向はございます。ここは細かくまでは分析してございませんけれども、大体、災害時の仮設所にしたりとか、緊急避難場所にしたりとか、それはほとんど入ってきております。個別具体的には区市町村別に若干違いますけれども、そんなに違うというイメージは今のところ持っておりません。

【G委員】 うちもそのように、いざというときは避難場所には提供しますということでは掲示されておりますけれども、実際農業をやっている立場として、そのような現状が来たときに、私たちとしてどういう対処をしたらいいのかなというのはちょっと疑問な部分でずっと来ておりましたが、もしわかりましたらお願いいたします。

【事務局】 いざ、どういう対応をとったらいいのかというのは、基本的には都が強制する話ではなくて、地域できちんと協定があるとは思いますが、今、一番注目されているのは、直下型地震が本当に近いうちに、かなりの確率で来るだろうと東京都も言っておりますが、災害発生時には緊急避難場所ですか、むしろその掲示をしっかりと、都民の方に、そのときはいつでもどうぞということをもっともっとPRしなければいけない

のかなという気はしております。それは基本的には、地域地域でもっともっと発信しなければいけないかなとは思いますが、そういうご支援はしていきたいと思っております。

【G委員】 もちろん避難場所としてもできるのでしょうし、そのほかパイプハウスとかがあれば、その中に一時とどまることもできるのかなと思いつつながら、これは市によって違うとおっしゃっていたので、そちらのほうは聞いてみたいと思っております。

【事務局】 よろしくお願ひします。また、その辺の情報交換はできればいいかなと思ひます。

【E委員】 1番の「農地の減少」については、相続に対して終生という言葉でこういう減少が起きているのではないかなと思ひます。2番目の若い人たちが減少して高齢化していますということも、全部それにつながっていく内容だと思うんですね。ですから、私が言ひたいのは、相続税の対象になる農地を持っている人で、若い人が相続を受けた場合、終生でなく、もう1度何年という見直しをかけていただければ、もっと若い人たちもやりがいがあるのではないかなと思ひます。ですから、私は、そこが一番声を出して言ひたいところです。

それから、3番の「経営改善意欲ある農業者の増加」ということで、認定農業者が増えていますと言うには余りにも人数が少ないですね。これはどうしてかということ、私のところは、60代以上、70代、80代の人でも認定農業者をいただいているのですよ。若い人たちが全然それに挑戦しないのですよね。そういったところで、この人数の統計というのは、私は余りいい意味の評価ではないと思ひますよ。やっぱり認定農業者をとった人たちの内容をもっと詳しく調べて、80代の人にとっても何もならないのですよね。ですから、そういう人たちがこれからの若手を育てるための農業者ということで、こういう位置づけにできるようなことがあればいいのではないかなと思ひます。

【事務局】 相続については、国税の相続税で、租税特別措置法で決められているもので、終身の問題は非常にハードルが高くて、精神的には大変になるよということは我々都も国に切実に訴えてきて、そういう点もいろいろ配慮願ひますということは国にはずっと働きかけてきております。ただ、税制なので、国民の平等性から何か、税調が考えることは非常に平等論で来ています。そこのせめぎ合いが非常に大変なのですが、少なくとも都は、残すためには、その思いは伝えていっておりますし、また、団体さんも一生懸命言ひていっていると思ひますけれども、もっともつと言ひしかないのかなというところでござひます。

それから、下の認定農業者も、都というよりも区市町村が認定するのですね。経営改善計画を見て、その人なら認定しますよという制度なものでして、都から、これは年だからだめだとか何とかではなく、意欲があって改善計画があれば、多分その地区の方は認めていると思うんですが、ちょっと「うーん？」となったら、それは地域でまたどんどんそういう声を出していただくことも大事ですし、我々もそういうことを聞いたということで、いろいろ地域には返していきたいと思います。

【D委員】 2番の「農地の多面的機能」の(3)のところでお伺いしたいのですけれども、みどり率というのは、いわゆる緑被率とイコールですよ。私どもは多摩部なものですから、私の感覚からすると多摩部のみどり率が非常に高いなど。当市あたりはもう30%を切っている状況であります。

2点お聞きしたいのは、多摩部の中に島しょ部が入っているのかどうか。それから、多摩部の中でも西部、北部、南部とあると思うんですけれども、その辺の数字を捉えておられるのか。私どもは北部に属しているのですけれども、多分30%を切っているような状況ではないかなと。非常に偏在しているのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【事務局】 今すぐ回答が合っているかどうかわかりませんが、島しょ部はもともとみどり率が高いので、多分入っていないと思います。都全域と区部と多摩部ということで、環境局が示しているのですけれども、ただ、多摩部の中の地区別の公表数値は我々もなかなか見ていなくて、野帳的にはあるのかもしれませんが、細かい数値は我々も公表的にはちょっと…。多摩で分類されて公表されておまして、多分現実的にはとっていると思うので、所管に行けば回答はわかるかもしれません。

【D委員】 多分西部の比率が非常に高く、南部と北部のほうは非常に低いと思っています。ですから、その辺は分析しておく必要があるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

【L委員】 国家戦略特区の方でいろいろ税制の話がされていると思うんですが、東京だけでなく近隣県、また、ほかの大都市と手をとり合って、同じような課題で、都市農業を守るといのは重要なことだと思いますので、そこら辺とも協力し合いながら、東京だけではなかなか突破できない点もあると思いますので、税制だから、税制だからと言わずに、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

【J委員】 1つお伺いしたいのは担い手のところですが、ここに新規就農者が

全く入っていないのですが、東京の中での新規就農者の状況をお聞きしたい。全国的には少しずつ増えている状況もあるのかなとお伺いしている部分もあるので、東京はどうなっているのかをお伺いできればと思います。

【事務局】 東京都農林水産振興財団の調べでいきますと、ちょっと古いですがけれども、平成26年度の新規就農者数ということでまとめている数字を見ますと、26年度1年間で55名いらっしゃったということで数字がまとまっております。そのうち農外からの参入の方も9名ほどいらっしゃるということでございます。東京の場合には農業以外のところからも入りたいという若い方のお話を聞いております。ただ、農地の貸し手側と借り手側のマッチングがなかなか難しい部分もありますので、そういったものも推進していかなければいけないと思っています。数字としてはそういう状況でございます。

【I委員】 今の新規就農の方ですが、独自で農地を借りて始めた方がどのぐらいいらっしゃるのか、既に農業をやっていたところに加わったという形の方は新規就農としてカウントされていないのかどうか、中身をちょっと教えていただけますか。

【事務局】 全体像は先ほど申し上げたとおりですが、農地を持ってなくて、全く新規に就農された方は、平成24年から27年までで21の経営体がございます。人で21人、そこには多少の株式会社的なところもありますので、21経営体と申し上げますけれども、そのくらいの方が全く新たに農地を借り受けて就農されているというのが実態でございます。

【部会長】 中身の議論のときに多分必要になる数字もあるかと思います。もしこういう数字は必要だというのがありましたら、あらかじめ事務局のほうにお願いしておいて、審議のときにそれも出していただくということをやりながら議論する必要があるかと思えますので、その辺、もし何かありましたら事務局のほうに、こういう資料を用意しておいてくれということをお伝えいただければと思います。今言った新規参入の問題なんかは、多分多摩地区に入っているのでしょうけれども、どこに入っているかとか、そういうこともすごく重要になると思いますので、その辺の取り扱いをよろしくお願ひしたいと思えます。

【C委員】 データのことで、私の方からお願いというのは、防災協力農地がどんどん増えているのですが、この防災協力農地はどのようなタイプの土地なのか。例えば生産緑地なのか、宅地化農地なのか、どういう農地がこれに指定されて、そして、どういうメリットを受けて守られているのかというところが少しわかりますと、これの指定を受けて、このあたりは手当てがあつて守られているという話ができるかなと思ひまして、その

中身がもしわかれば教えていただきたい。これは後でも構いません。

それから、「農業体験のニーズ」で、市民農園の数が増えておりますけれども、どうやって農地を残すかということからすると、これは箇所数ですが、例えば面積で言うと、どれぐらいの面積に該当しているのか。あるいはそれが宅地化農地なのか生産緑地なのか。生産緑地がほとんどだとは思いますが、よくわかりませんけれども、その土地の区分、どういう税金がかかっている土地で、どういうふうな利用がされて、どう守られているのかというところが、多分農地の保全ということを考える場合には非常に重要な論点になると思いますので、こうした箇所数とか、あるいは農地の面積についても、それがどういう区分なのかということをはっきりさせながら、そして、その面積は実は非常に少ない、どこまで増やしていけるのか、あるいは増えていけないのはどういう理由なのかということを考える場合に意味がある数字になるのかなと思って、こうしたお願いをさせていただきました。

それから、すぐにわかる話は、担い手の農業者の平均年齢がありますけれども、やや専門的になりますが、これが基幹的農業従事者なのか、普通の農業従事者なのか。何を見られたのかによってこの年齢が随分変わってきたり、あるいは人数ももしかしたら変わるかもしれませんので。一生懸命やっていたら方だけで農地を守っていくのか、それとも、そうではない方々も含めて農地を保全する仕組みをつくっていくのか、そんなことを議論するときに、どれぐらい農業にかかわっていたら方があるかというものを広く捉えていくことも必要かなと。それは先ほどの新規就農をどういうふうを増やしていくかという問題ともかかわってくるかなと思っております。このあたりは後の議論の中で、結論を出すときに必要になってくるようなデータかもしれませんので、少しご配慮いただければと思います。

【事務局】 先ほどの件も加えまして、大体その裏データは用意してありまして、区分なども掌握しておりますので、ここで余り具体的にいっぱい話していると時間がなくなってしまうから、次回前にでも、お示しできればと思います。

【部会長】 1つだけ、さらにつけ加えて、一番右の上に販売の変化は出ているのですけれども、生産そのものが減っているのか。多分減っているのだと思いますけれども、全体の生産の状況がもうちょっとわかるといいと思いますので、減っているとしたら何が減っているのか。野菜が減っているのか、果樹は増えているのかとか、販売の方法だけではなくて、そういう全体の状況についても次回にでも出していただきたいと思います。

それでは、議事の2番目、「東京農業の課題と検討事項」というところに入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

(2) 東京農業の課題と検討事項

【事務局】 資料2をご覧ください。ここに東京農業の課題と検討事項について示してございます。一番上に背景につきまして書いてございますが、かいつまんで申し上げますと、人口減少社会や基本法の制定、2020年オリ・パラ大会などを契機に、また、そのレガシーなどを見据えて、東京農業が持つ可能性や潜在力をさらに発揮していきたいということで、そういう中、左側に課題、右側に検討事項をお示しさせていただきました。

左側の課題でございますが、大きく5つの柱を示させていただいております。1つ目の担い手と2つ目の多面的機能関係、3つ目の食の安全安心と地産地消、1つ飛ばしまして5つ目の国の動きと申しますか、国の新たな方向、この4を飛ばした4本は、既にこれまでも農対審、あるいは振興プランでも同様の課題認識を持って、今日の総会でもお示しさせていただいたところがございます。それから、4つ目の「地域別課題への対応」ということを今回柱立てさせていただいております。昨今、農業振興地域あるいは調整地域におきまして農地の流動化が活発化してきていることや、島しょ地域、中山間地域の特色を活かした農業振興の方向をより明確にしていきたいということから、この柱を掲げさせていただきました。

こうした課題でございますけれども、右側になります。それに対応する形で主な検討事項をお示しさせていただきました。1つ目の課題、担い手の問題でございますが、「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」ということで、経営力の強化、新たな農業参入の支援、農業生産基盤の強化という、この3つを掲げさせていただいております。

2つ目の柱になりますが、「農地保全と多面的機能の発揮」ということでございます。基本法を踏まえて、農地保全のための新たな取り組み、防災機能の強化や都市への貢献という部分、3つ目に農作業体験の機会の拡大というあたりで、いろいろご審議いただきたいと思っております。

3つ目の柱といたしまして、「食の安全安心と地産地消の推進」でございます。前半の話の中でもございましたが、地産地消を推進する上で、またネットワークの構築も必要だろうということで、ぜひご検討いただきたい。それから、オリ・パラを見据えた認証取得

などの支援などもいろいろとご検討していただきたい部分でございます。

それから、新たに加えました4本目の柱の「地域の特色を活かした農業の振興」ということで、地域ごとの経営モデルの構築は無論のことですが、農地の流動化による遊休農地、低利用農地の活用、観光業や商工業等との連携による農業経営の振興、獣害対策など多分でございますけれども、この部分でもご検討をしていただきたい。

5番目は、基本法あるいは基本計画などを踏まえた農地保全や農業振興に関わる国への新たな提案ということで、5つの検討事項を示させていただきました。ぜひともご検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【部会長】 これを主に議論するわけですがけれども、参考資料がありますので、それも簡単に説明していただいた上で議論したほうがいいかと思っておりますから、あわせて参考資料のほうも御説明をお願いいたします。

【事務局】 では、参考資料「東京都の都市農業特区提案の内容」ということでご説明させていただきます。

都市農業特区とはどういうことかということで、半分から下左側、提案の内容が3つございますけれども、それを簡単に説明させていただきます。1つ目は、農地流動化と難しい言葉で書いてございますが、これは特に生産緑地を含めた市街化区域内農地の貸し借りをさせていただきますという提案なのです。難しく書いてあるのですが、納税猶予を受けても貸し借りができるような仕組みをぜひお願いしたいと国に提案しているのが1つ目のものでございます。

2つ目の小規模農地の保全です。現在の生産緑地法ですと、500平米未満の農地は生産緑地に指定できません。面積要件があって、それは申請できないので、そういった狭い500平米未満の農地でも生産緑地に申請させていただきますという規制緩和を提案しているものでございます。

3つ目は、相続税負担の軽減ということで、生産緑地というか、農地以外の農業を継続する上で必要な施設、農機具倉庫とか畜舎、屋敷林等も含めて、そういうものも農業継続する上で必要なもので、納税猶予制度を適用させていただきますという提案を申し上げてきているわけでございます。この3つをセットに内閣府に都市農業特区を都として提案させていただいてきております。

これまでの動きとしますと、3月4日、内閣府に提案し、4月17日には都内の39区市町全ての自治体が特区に参加していただきまして、一緒になって国に提案しているわけでござ

ございます。その後、基本法も公布、施行され、6月15日には東京都の区域指定全域拡大をここで改めて提案しているわけですが、実際にこの動きの中で、8月28日には国の政令で国家戦略特別区域が東京都全域に拡大されたという経緯がございます。ですから、これで既に他県あるいは他の地区で国家戦略特区で動いているものは、どこの区市町でも手を挙げて提案することができるようになりました。その後の動きですが、実際東京都は農業特区をずっと提案してきていまして、当然省庁等とこの必要性について何度も何度も打ち合わせ、それからヒアリングを受けてきております。必要性をずっと訴えてきて、すごく理解はしてきていただいております。現地視察なども実施させていただいてきておるところでございます。国も一生懸命頑張っているところですが、国も全国視野で動く部分もございますので、多少は前後がありますけれども、都の（提案）内容はだいぶ理解していただいているという状況でございます。

【部会長】 それでは、資料2に戻っていただいて、今日は中心的にこれを議論していただきたいと思っているものです。それで、ご説明がありましたように、2回で大体この内容を詰めるというふうに計画されているのです。それを考えますと、今日は、ここは5本の柱立てになっていますけれども、こういう柱立てで全体を組み立てていくということについて、これでいいのかどうか。これは外したほうがいいのか、あるいは順序として言うのと、柱の順序を変えたほうがいいのかというような大枠について、まず最初に議論していただきたいなど。それで、大体この段階で大きくはずれない形に柱立てを検討していただきたいと思っております。

もう1つは、その上で、1項目めから、できれば3項目めまで、そこが難しければ1番目と2番目の担い手と農地保全について、もう少し詳しくその中身について議論いただきたいと第1回目については考えております。そんな形で今日の議論を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。今回と次回で大体大きな枠はつくりたいということですが、よろしいですかね。

それでは一番最初に、課題を踏まえて、検討事項としてこの5つを柱として事務局のほうで準備していただいているのですけれども、こういう柱立てでよろしいかどうか、このあたりについてご意見なり質問なりいただきたいと思いますが、どうでしょうか。前回に比べると4が増えて、5つの柱で組み立てようと考えたということですが、いかがでしょうか。

【1委員】 まだまとまった意見ではないのですが、1番の担い手の確保と4番

の流動化による遊休農地、低利用農地の活用は関連しているのではないかと思うんですね。どこでどういうふうに働いていただくのかということが見えてこない段階で、ただやたら一般的に、公募というわけではないですが、募っても、具体的に働く場所が形成されてこないと結びつかないわけですので、低利用地だとか、あるいは貸し借りが可能になってきたとした場合に、飛び地的に農地がいっぱい出てくるわけですね。それを誰に、どういうふうにやってもらうのか。そういうことと関連して論議しないと、一番最初の担い手が必要だねという認識の段階だけだったらいいのですけれども、かなり進展した段階で話になってきていますので、そこら辺を柱立てとして、どうすればいいのかというのは難しいのですが、工夫いただけるとありがたいかなと思っております。

【部会長】 今の点について事務局のほうでも委員の方でも意見がありましたら出していただきたいと思います。

【G委員】 担い手の現状と、先ほどI委員さんがおっしゃられたことは、やはり関連すると思います。うちの実家のほうにも土地がありまして、以前はそこまで行って10年ぐらい農業を続けておりました。父の具合が悪くなった関係で、それは市に貸して、市が間に入って借りる方を募ってお貸しするという感じで現状は続いておりますけれども、そのような形もある。農地の保全ということに関しては、行政が間に入ってやるやり方もあるのかなと今ちょっと思いました。担い手がない以上、それはどんどん荒れた農地になってしまうと思うので、東京でもそういう点は使えるのかなとちょっと思いました。

【C委員】 今、担い手の話が出ていましたので、担い手をどういうふうに考えるかということになるかと思えます。つまり、農業だけで所得を得て十分やっていけるような農業経営を担い手とするのか、それとも、そこまではいかないけれども、そこそこの収入が得られるような方々、あるいはもう少しレベルを落として、草刈りをしてくれるような、そして緑を守ってくれるような方々、どこまで担い手の枠を広げるかということがすごく重要で、そのことは、先ほどご指摘がございましたけれども、どの地域でどういう担い手を想定するのか、あるいはどれぐらい確保できて、それに見合う農地はどれぐらい提供できるのか、あるいはこれぐらい空き地があるから、こういう人たちを確保しなければいけない、そういうことに多分つながってくるのだと思います。ですから、担い手のところの「多様な担い手確保のため、新たな農業参入の支援」の中身をどう充実させていくか、そして、その担い手の定義をどう変えていくかということが多分詰めていかなければいけないことなのかなと思いました。

そういう意味では、プロではない人たちにも多分頑張ってもらわないと、これから農地を守っていくのもなかなか難しいと思いますので、市民の農民化と申しましょうか、耕したいという人をどう増やしていくかということのを皮切りに、農業参入者を増やしていくことに多分なるのだと思いますが、そここのところの担い手の定義を余り狭くするとなかなか大変で、ただし、認定農業者制度も含めて、農業政策のほうはプロをつくらうという形で国のほうの補助金なんかは用意されていますから、それを現場なり都市農業の実情に落とし込んでいこうとすると、そこは自治体の独自性というか、裁量性というか、それで対応していかなければいけなくて、それがまたさらに、先ほどのご指摘なのですけれども、地域によって違う、多分そういう構造になっているのかなと思います。それは、もう少し議論していく必要があるかなと思っています。実情を踏まえて考えていかなければいけないかなと思いました。

【事務局】 先ほどのご指摘のとおり、確かに担い手と土地の問題は全く関係ないわけではなくて、非常にリンクするのですね。ただ、地域ごとで出し手の方と受け手の方というのはまた違う発想があって、出したい方は地域地域に点々といえるかもしれませんけれども、借りたい方はほかの地域からでも、借りたい、ここでやりたいという方もいるかもしれません。そんな中で、貸し借りについては、農振地域は中間管理機構が昨年設置されて、かなり動こうとしておりますし、調整区域であれば市町村の農業委員会が中心になって、島しょ部もそうですけれども、利用権設定で、その上で動きがございます。ですから、この章立てについては、当然両方考えていかなければいけないのですけれども、いい見せ方があればご意見をいただければと思います。

【部会長】 今、主に担い手のところが議論されているので、ここについて委員の方からももう少し意見がありましたらいただきたいと思います。

【E委員】 先ほども言いましたけれども、私もこういういろんな用事が出てきていますので、うちの畑も、そんなに広くはないのですが、あるのですね。そこをボランティアの人が耕してくれています。私も家にいるときは一緒になって畑のほうもやっているので、先ほど言われましたが、生産はできるのですが、直売所までは行かれないという場合が多いのですね。ですから、ボランティアの人がつくってくださった野菜と、私がつくっている野菜を、今、マンションの人たちに無料で提供しています。20年のときは1年を通してコマツナだけを生産してきたのですけれども、多摩なのですが、市場がなくなってしまったので。私はコマツナしかつくったことがなかったものですから、ゼロから

覚えるのも大変かななんて思いながら、家庭菜園ぐらいならということで、ボランティアの人と野菜をつくっています。

うちのほうの近所の人たちは、スーパーにおさめている人がほとんどなのです。ブランド品をつくっている。お勤めをしていた人たちが家に戻って、畑もやりますという人たちが、今、うちのほうの市では半々ぐらいいるのですよ。農家をやっている人のブランド化と、会社勤めをしていた人たちが、Uターンではないのですけれども、戻ってきて、親から習いながら畑をやっている人、その2つのチームがありまして、家庭的な野菜をつくる人たちは、もう1度農家をやっていこうというリターンした生産者なのです。それが本当に真っ二つに分かれていて、スーパーの人たちは本当に規格の中でつくってきていて、後から入ってきた人たちは技術が伴わないので、ほとんど直売所へ持って行っていきます。あと、庭先で売っている。うちのほうでは、そういったもので野菜の生産と直売をやっています。

私も、今までコマツナしかやっていなかったものですから、ボランティアの人たちにもいろいろ教えたいのですけれども、コマツナしかできませんということですが、ボランティアの人たちも勉強しながら、いろいろな畑を見回りながら、私も教えたり教えていただいたりということでもうまくやっています。そういったところは、先ほども言いましたように、生産する楽しみ、皆さん、お勤めも終わった人たちがうちの畑をやってくださいなのですが、そういう人たちを集めた地域性のある農業も私は1つのやり方ではないかなと思います。うちの畑も男女を問わずいるのですけれども、区画をしてしまうと貸してしまっているということを言われますが、私の畑は、どこでも使っていいですよ、そのかわり、つくったものに関してはみんなで分け合いながら楽しみましょうねというような活動をしています。そういった農家の楽しみを地域の人たちにも味わっていただくというのも、また1つの手ではないかなと思います。

【I委員】 基本的な章立てと、先ほどは議論の仕方のことについて申し上げたので、章立てはどのようなふうにしても、ある面ではいいのかもしれませんが。ただ、先ほど申し上げた東京都の国への特区の提案、それから都市農業振興基本法だとか、こうした新しいステージは、章立てとして先に見せておかないと、後からこういう展開もありますということでも出てきても、それが紹介される前の章で関連しているところも本来はあるはずですので、特区の提案というものが今回の答申にどういう前提として影響するのかという認識も共通にしておかなければいけないと思うんですけれども、例えば2番の都市農業振興基

本法などを踏まえた農地保全とか、あるいは農地の流動化による遊休農地云々というのは、特区の提案なんかを前提としたものでかなり違って来るわけですので、もしかしたら、そこら辺のところを先に章立てとしても触れておかないと、その後の事柄に影響してきてしまうのかなという気はいたします。2番のほかのところとか3番のところとかは共通しているといえますか、それぞれの歩みの中で進展したところを触れればいいのかなどという気はします。そういう認識でおります。

【事務局】 2番の「農地保全と多面的機能の発揮」というのは、いわゆる都市農業振興基本法、これから市街化区域内の農地を貸せるか貸せないかという話で違ってきますので、この点については新たな取り組みとして考えていただきたいと思います。

それから、4番の農地の流動化というのは、農業振興地域ですとか調整区域でもう既にある程度法律の制度ができておまして、流動化もしているのですけれども、遊休農地は増えているし、そういう取り組みをさらにどうやったら加速できるのかというところが焦点になると思います。ですので、「地域の特色」という形で置いてあります。これは農業振興地域のほう、いわゆる島ですとか西多摩の地域と、農地保全という市街化区域内の保全、この2つに分かれると思いますので、その辺でご議論願えればと思っております。

【I委員】 国への提案要求の中の特区の貸し借りを認めるとか認めないとかのお話は前提にしなくていいのですか。

【事務局】 国への提案も、市街化区域内の農地の貸し借り、流動化を図ってくださいという内容でございます。そして今回、都市農業振興基本法も、国のほうで、やはり市街化区域内の農地の流動化、貸し借りを考えておりますので、基本法と特区の制度が、ある程度国の中では同じように議論されております。ですので、今回、焦点が絞れるように、「都市農業振興基本法などを踏まえた」という形で置かせていただきました。

【部会長】 今のとの関係で言うと、そっちのほうの結論というのはまだまだなかなか出ないでしょう。その辺はどうなのですか。この議論は6月までにまとめなくてはいけないというのが前提になっているわけですが、それとの関係で言うと、こういう要望をしているということはあったとしても、時間的な関係で言うと、その結論が出て、それを踏まえた答申というか、こういうものをつくるということにはならないと考えていいのですか。

【事務局】 答申をいただく時期の想定が7月ということで、国は今現在、まだ基本計画をつくっているところでございます。時期的には、基本計画はでき上がって、少し経っ

て7月を迎えている状況ですが、基本計画からより具体的な制度の改正がその後に時間をかけて進んでいくということなので、現実的に国の制度がこう変わりましたというのは時間的に間に合わない状況であると考えます。ただ、基本計画の中で一定の方向性が見えてくる中で、その部分の要素を踏まえて進めていくということになるかと思います。

【I 委員】 それで結構ですけれども、要するに、国の制度が変わった段階なら段階で、また次のこうした機会があるのですよということを踏まえた上での話にしておくだけなのか、それとも、東京都が提案していることについて、それが実現した場合なら、こういうものも想定してやっていきますよということも議論に入れるのかという話ですが、確かに想定してでの話というのはなかなか難しいところがありますので、具体的に特区の中で提案しているところについては、制度が固まって出た上で、また新たなこういう機会がありますという共通の認識なら、それで構いませんけれども、基本は都市農業振興基本法で今回の提案の新しいステージとして、きちんと最初の段階で示しておくということが必要だと思います。

【部会長】 それは素案が出た段階での議論にならないと、この段階でやっても詰まった議論にならないので、素案を考えるときに、その点も頭に入れた上で素案を出していただいて、その素案に基づいて今言ったことを議論するというふうにさせていただきたいと思います。

その上で、さらに担い手のところについて、もう少し議論はありますか。

【J 委員】 担い手の部分で、先ほど何名かの方からお話ししていただいたかと思うんですけれども、多様な担い手というところで、今、ボランティアの方もそうですし、あとNPOでお手伝いを募ってやっているところもあると思いますので、その担い手の部分を、やはり幅を広げるような形で考えていくことが必要ではないかというのと、年齢が上がっているという部分では、継続するというか、担い手で新しく家を継ぐというか、そこも進めていかないといけない。新しい人たちばかりでなくて、土地もあるところで継続してやっていただいている、そういうふうな形も考えていく必要があるのかなと1つ思いました。

あと、質問になってしまうかと思うんですけれども、一番上の意欲ある認定農業者についてですが、エコ農産物（認証制度）の生産者もこちらに入るのでしょうか。新しくできたエコ農産物（認証制度）ですので、この生産者もやはりその部分なのかなと思います。

【事務局】 エコ農産物については、どちらかといえば、3の「環境保全型農業の実践による安全安心な農産物の提供」の部分で主に挙げていくものなのかなと考えているのです。今の意欲ある認定農業者というお話になった場合に、認定農業者とここで話ししているのは、国の農業経営基盤強化促進法によるものなので、エコ農産物として認定しているものと認定の基準はちょっと変わってくるものではあると思うんですけども、その中で、認定農業者でありながらエコ農産物もやっていたりしている方も当然いらっしゃいますし、また、意欲ある認定農業者の方には、皆さんエコ農産物の認証者になっていただきたいという形で働きかけは行っていくべきだと考えております。

【C委員】 担い手のところで、担い手の幅をもう少し広げましょうという話をしてきたつもりなのですが、そうすると、1番のタイトルが「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」ということになっていますので、力強い農業経営の展開の中に多様な担い手というものが入っているのか入っていないのか。こちらが大前提となって、その中の構成要素のうちの2つ目ですから、そこのところが1番の項目だと少し弱くなるのかなと。ただ、国の施策とか、いろんな予算との関係で、こういう枠組みを立てなければいけないということもわかるのですけれども、そこのところを具体的にどう変えていったらいいかというのが検討事項になるのかなと思っております。

そして、そうしたさまざまなボランティアも含めた担い手の幅を広げていくと、それは経営政策というか、本格的な農業政策から、むしろ社会政策とか、そうしたものの重複というか、そこの関係が深まってくるような、つまり、ある意味で部局横断的な性格を帯びてこなければいけませんし、そうしないとむしろ現実には機能しない。これは多分そうしたところまでウイングを広げていくような内容を持っていて、それが広がり切ることによって、農地保全、多面的機能もあわせて担保されるという関係になってくるのかなと。つまり、1と2との柱の間には、その両者をつないでいくような何かが多分現実的には求められるのではないかというのが私からの提案というか、意見になるわけです。予算とか、それぞれの担当がされている業務との関係でこの計画が決まるのではなくて、現実との関係で決めていく必要があるだろうと。ただし、そうしたものをつくっていくのは、実際の業務分担なり関係からすると難しい部分がありますよね。そこのところをどうしていったらよろしいかなと。そういう意見だと受け止めていただければと思います。

【部会長】 私から1番目のことについて2つ。今言った議論というのは、僕は議論するときには担い手と支え手と分けるときがあるのだけれども、要するに、担い手自身も枠を

広げなくてはいけないけれども、それ以外に、東京農業なんかを見ていると、それを支えるような人たちがたくさんいると考えると、C委員が言われたことをよく検討していただきたい。担い手と支え手というふうに考えて、担い手も育てるし、それを支えるようないろんな仕組みも整えていくというのをこの中に入れて物事を考えるというのが、1つ整理していくことになるかもしれないと思うということが1つです。

もう1つは、全体に関わるのですが、「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」となっているのだけれども、一番大事なのは、東京の農業はどういう農業をつくっていくかということがあって、それはこの上につくものなのか、それとも、こういう農業をつくっていくということがあって、何とか何とかの東京農業の育成と、その担い手の何とかと。担い手の育成というのは当たり前過ぎるというか、どこでもそういうものなので、東京農業をこうしていくのだということがあって、その担い手を育てるのだというふうになるほうが物事の筋立てとしてはわかりやすいし、インパクトがあるのかなと。そこを1番目の中に項目として入れるかどうか。そういう考えではなくて、この全体を通して東京農業はこういう農業をやっていくのだとするのかということが1つ残されているのではないのかなと思いつながりながら聞いていたのです。僕としては、この中に入ったほうが、一般的な担い手というよりはいいのではないかな。ただ、どういう農業を育てていくかということはこの柱の中で立てるとするのは少し議論があって、いろいろ難しいところはあるかもしれないけれども、前半から今の意見を聞いていると、そんな感じがしますというのが1つについての意見です。

【G委員】 意欲的な農業者を育てるとというのが一番根本的なことではないかなと私自身は思うんですね。ただ、そこには若い人が、「俺は農業の後を継いで、こんな農業をやりたい」という力強い決断というか、それがちょっと足りないような感じがするのです。親がやっていたから仕方なしにやってみようかな」という人たちも結構いる様子です。頑張ってやるぞというのが東京農業としてはメインとするところだと思います。

ただ、そこでいろんなうちの状態、農業が続けられなくなったという高齢者の方、また、その後が続く若い方もいらっしゃるお宅もあると思うんですね。そのようなところは、行政が間に入って、食育を一般の市民とともに、ここでやろうではないか。それから、援農ボランティアをここで育てようとか、これから農業者を育てるというのも大変な場所だと思いますし、そのような使い方もあるのかなと思います。

東京の場合は、仕方なくやっている方も、私たちの周りでは結構見受けられるのです

が、そのようなところはだんだんと宅地化になってしまうような現状です。でも、「東京農業はこんなに頑張っているんだぞ」というところを地方の農家の方に示したいですね。また、それをやっている姿を見せたいなと思います。一番はそこかなと思っておりますけれども、現状では難しいところもあるかなと思います。

【I委員】 部会長がおっしゃられたことに私も賛成で、もしかしたら最後の5番目ですか、国への提案のところ、それがまとめとして出てくることを想定されているのかもしれませんが、グランドデザインというわけではないのですが、東京農業をどういう方向にしていきたいのだという新しいステージの見せ方ですね。それを最初に示した上で各論に入ったほうがいいと思うんですね。それで、確かに時間軸としては、東京都が提案している内容が国に認められて、制度化していくのはもっと後の段階になると思うんですね。それを見込んでといいますか、それが実現されていく方向で、東京の農業をこういう方向に持っていききたいのだというベクトルを今回の答申の全体像として見せておく。それが一貫して各章に反映されていくという形にしたほうが私はわかりやすいのではないかと。部会長がおっしゃったとおりではないかと思います。

【F委員】 経営力のある農家については、担い手も意外と若いときから入ってくるんですね。そうでない比較的面積の小さい農家は、私の近所でもありますけれども、最近では退職してから来年戻りますとか、そういう話なのです。我々の父親の年代から私ぐらいの年代までは、税制の問題があったので、そういうことで意識の統一というのですか、農業に対する意識も非常に高かったのですよね。それが生産緑地法に入って農家も少し安心してきて、ましてここで都市農業振興基本法ができて、そういう意味で、若い農業後継者と話していても、意識の低下を非常に感じるんですね。そういう意味では、これから東京農業の新たな目標をどう掲げていくかで、また農業者も一丸となれるのかなと思いますので、ぜひその目標を私もつくっていただきたいなと思います。

【D委員】 相続税が現状のままという前提に立つと、市街化地域の農地はだんだん減少傾向にあるのですね。当市も専業農家は少なくなっているということで、今、兼業農家が増えてきて、アパート経営兼農業を一部やっているという状況になってきています。それを受けての生産緑地の面積要件の緩和だとか、そういう話が出てくるのかなと思っています。場所にもよるのですけれども、そういう意味でいくと、小規模の農家が生産を続けられる、農地を守っていけるということを現状から考えていく必要も1つあるのではないかなと思います。

当市では20年以上、農業大学というのを続けてきておりまして、毎年30人以上の非農家の方々が農業体験を積んだ上で、農業をやってみたいという方が発生しています。そういう方々が実際に農業をやる場が援農ボランティアであったり、体験農園であったり、市民農園であったりするのですが、結局、自分たちでやりたい、自分たちの農地を持ちたいということで、特区で手を挙げると貸し農地で借りられる。そこでそういう場所が見出せるということがあると思うんですね。ですから、そういう意味でいくと、貸し農地制度というのは非常にいいかなとは思っています。

一方、課題点、問題点として1つ挙げておきたいのは、農家の方々がちょっと懸念されるのはやはり相続の問題で、そんなに広くない農地が相続によって分割される。今までは、どちらかというとな長男、ないしは農業を継いできた兄弟が全部取得して、あとは違う形で相続を受けるということになっていたのだけれども、貸し農地ができるということになると、農家をやっていない相続人が農地を取得する。そうすると、また農地が細分化されて、農業ができない、または農業をしないところが増えてしまう、そういう課題点も出てくるのではないかと農家の方も懸念されています。1つそういう問題もあるということも踏まえる必要があるのかなと。こういう東京の農業をやってもらいたいという理想はありますけれども、現実として今みたいな問題がありますので、そのギャップをどう埋めていくのか、どっちをとっていくのかというあたりは非常に難しい問題かなと思っています。これは1つ課題として挙げておきたいと思います。

【部会長】 1番目のことについてはいろんな意見をいただいたので、今度は2番目、今それにかかわる御意見もいただきましたけれども、「農地保全と多面的機能の発揮」の点について、今3つ挙がっていますが、これ以外にこういう問題をもっと検討すべきだということがありましたら、この内容について少し御意見をいただきたいのです。2番目の柱について。

【F委員】 防災機能についてですけれども、先ほど各市町村によって内容が違っておっしゃっていましたが、例えば、これは紙だけの契約みたいなことになっていて、何ら進んでいない現状もあると思うんですね。そこら辺を十分把握する必要があると思います。

もう1つ、「市民農園、農業体験農園など多様な農作業体験の機会」とありますけれども、例えば、今、〇〇区内でも、小学校3年生の授業の中で、畑に来てダイコンの種をまいて、ダイコンを育てて、たくあん漬けにしたり、ジャガイモを育てたりと。かなり多く

の農家がやっているのですけれども、これは多くがボランティアになっていて、その実態もなかなか把握できていないと思うんですね。もしそこら辺の資料がありましたらぜひお教えいただきたいのと、そういうボランティアで終わらせないために、ここに何か支援が必要なのではないかなと、いつも感じているところなのです。その2点をよろしく願います。

【事務局】 おっしゃるとおりで、紙だけの話ではないかという部分もありますので、我々ももう一段深く各自治体にまたヒアリングもしたいなどは思っております。

それから、もう1点の学校の関係で、ほとんどボランティアだと。確かにそうだと思います。その実態については、うちもまだそれだけで細かくはとっておりません。もしかしたら担当部署で少しはとっているのかもしれませんが、体系的にまだ上がってきていないので、そういう調査も必要かなと今感じております。

【F委員】 これを調査すると、かなりの農家の数と、また児童数になると思うんですよ。それも東京農業の1つの売りでもありますので、ぜひそこら辺の調査をしていただきたいと思います。

【C委員】 今のご意見を受けての話ですが、こちらの国がつくった資料を見ていても思ったのですが、学校教育とか福祉農園のことを随分書かれているのですよね。そうすると、最終的に農業経営とか力強い担い手に出口が行くのではなくて、地域政策というのですか、福祉政策というのですか、社会政策というのですか、その部分との領域がかなり重なっているような気がしていて、そこを充実させていくということが多面的機能の中身も増やし、それが農地の必要性をより強めていくということにつながってくると思いますので、そういう意味では、農業担当部局だけではなくて、東京都全体、社会にとって、農地なり農業が持っている多面的機能の意味があるのだということの仲間というのですか、そういう体制をつくっていくことにも多分これは有効かなと思いました。

それから多面的機能については、農地だけではなくて、こちらにも日野で用水路の管理の話が書いてありまして、東京の場合は畑が中心ですけれども、田んぼもそれなりにあって、水路もかなりあるということからすると、こうした用水路関係で、土地改良区がどれぐらい残っているかわかりませんが、そうした地域の農業組織との連携というものも重要になってくるかなと思いました。

【部会長】 「農地保全と多面的機能の発揮」ということについて、ほかにどうでしょうか。よろしいですかね。

基本法ができて、中山間地には農地保全や何かの直接支払いみたいなものができているわけですが、これだけ都市の農地の重要性とか都市の農業の重要性がうたわれて、全部の機能に補助金を出すというわけにはいかないでしょうが、東京の農業の中の多面的機能と言うと、さっきから出てきているので言うと、防災機能とか学校教育との関係は非常に大事だということになってくるとすれば、そういうものの一定の基準を超えたものについては補助金を出すという方向。多面的機能に対して、まだ国はそこまで行っていないですけども、東京にどれだけそういう財力があるのかどうかというのもよくわかりませんが、そういう方向に向かって国を引っ張っていくようなことができれば、東京でこの基本法ができて最初にこういう形でもってつくるといふことの意味もあるのではないのかなと思います。

防災について言うと、この間、大阪の貝塚市に行ってきたら、あそこは防災農地にかなりグレードをつけて、それは今の段階で言うから粗いものかもしれないのだけど、ここは非常に大事な防災農地であると。防災農地全体ではなくて、幾つかの基準でつけたりしているのですよね。それは1つの例ですけども、要するに、農地とか農業の持っている多面的機能の本当に大事な部分は支援していくという姿勢もすごく大事なことなのではないかなと思って、このところについて、そういう検討ができればいいかなと思いつつ、この項目については見ていました。

【E委員】 私のところは〇〇〇市なのでですけども、市のほうで予算をとっていただいています。うちの近所でも体験農業ということで学校の授業で使っています。1年を通して、前半、後半ということで野菜を10種類つくって、子どもたちに収穫体験だとか種まきだとか草むしりだとかの体験農園をやっています。補助金もそれなりには出ています。〇〇〇では今まで10軒いたのですけども、教える側のほうがちょっと体調を崩してしまったとかということで、今やめている人もいるのですが、まだ現役でやっているところもあります。

【F委員】 特に防災井戸については、農家によってはマップに載るのが非常に怖いと言っている農家もあるのですね。もしそういうマップに載ると、いざ震災のときに、24時間人が自宅に来たりするのではないとか、そんなこともあって、実は私のところでは町会と連携して、13ある井戸を、私の町会と契約してもらって、町会に加入している各班がありますから、例えばAという井戸は1の1班から5班まで、いざ震災があったら10時から12時まで使えますよと。そのかわり、発電機を町会で13台買って、井戸のある家庭に新

品のまま置いてあるわけですね。そういうふうになれば、いざというときに協力したいと思っている農家は圧倒的に多いと思うんですけれども、実際によくよく考えると大勢の人が畑に入ってきてしまって、どうなるのだろうか、そういう心配もあることはあるので、そこをうまく町会と絡めて、余り表に出ないような仕組みをつくっていくとか、そういうことも少し考えていく必要があるのかなと思っております。

【部会長】 ほかにはどうですか。よろしいですか。きょう、1番目と2番目を議論していただいたということになっているのですけれども、1番目と2番目について、まだ発言したいということがありましたら。

【C委員】 多面的機能を発揮できるような生産基盤の整備というのはあるのですかね。例えば水ですよ。つまり、かんがい排水を整えることが、やがて水が使えることになりますから。上のほうは生産性向上だけですけども、水があるということはいろんな意味を持ってくると思いますので、そうした工夫とか何かができるといいかなと思いますが、これは普通の土地改良事業を前提に国の枠組みでやるのか、それとも、もう少し踏み込んだものを予算としてとっていこうと考えていらっしゃるのか。そのあたりによって、この踏み込み方が多分変わってくると思うんですけれども、今日お答えいただく必要は全然なくて、どんなことを考えていらっしゃるのかというのがわかるといいかなと思いました。

【事務局】 水環境というのは、いろんなメニューはあるのですけれども、どのレベルを改善したいというか、それだけお聞きしておきたいと思います。親水化とか、そういうことまで含めてですか。

【C委員】 いや、何かのときに水が使える、そんな程度で考えています。親水とか、環境用水とか、そういう話まではいかなくて、ただ単に水がどういうふうに使われるか、その程度です。

【部会長】 学校教育とか食育の問題はどこかに出てくると思いますがけれども、考えてみると、将来的な担い手だとか、支え手だとか、いろんなことを考えていくと、学校教育の問題は、もっと大きい柱としてこれから考えていってもいいのではないのかなと思っています。だから、全てのところでというわけにはいかないでしょうけれども、学校農園を近くで持つぐらいのところを視野に入れるぐらいの形で、学校と農業とのつながりというのをもう少し太い柱として考えていって、これが将来、担い手の育成だとか支え手の育成だとか、そういうことにまでつながっていくようなものだという視野を持てば、も

うちちょっと太い柱として、給食のことも含めて、学校の問題というのは入ってくるのではないのかなと思います。どこかには入ってくるのでしょけれども、もう少しこういうところに太い柱としてというか、中に入ってきてもいいような中身になってきているのではないのかなと思いつつながら、これを見ていました。

【F委員】 多面的機能を高めていけば、学校も防災力もそうですけれども、農家自身の意識もかなり高まっていくと思うんですね。まして、例えばこの畑に緊急のときの井戸がありますよ、炊き出しもやりますよ、学校の授業もやっていますよというような多面的機能の見える化みたいなのが必要であって、私の家の畑はこれだけ地域に役立っているのだということを家族が見られて、家族自身もその農地に対する考え方を高めていくということが、多面的機能の1つの役割だと私は思っているんですね。なので、この部分は大きくクローズアップしていただきたいと思っています。

【部会長】 それでは、よろしいですかね。

今まで2つについて議論してきたのですが、この柱立てについて何か意見があれば最後にいただいて、なければ、柱立てについては大枠の議論はしたということにさせていただきたいと思いますが、柱立て5本で書くということについてはよろしいですかね。

それで、きょうは1と2を少し議論したということにさせていただいて、次回は3、4、5について議論するというのを第2回目の課題にさせていただきたいということで、きょうはこれで終わりにさせていただきたいと思います。よろしいですかね。

それでは、これでお返しいたしますので、よろしくをお願いします。

【事務局】 それでは、本当に遅い時間まで大変ありがとうございました。これにて第1回の農業部会を終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。